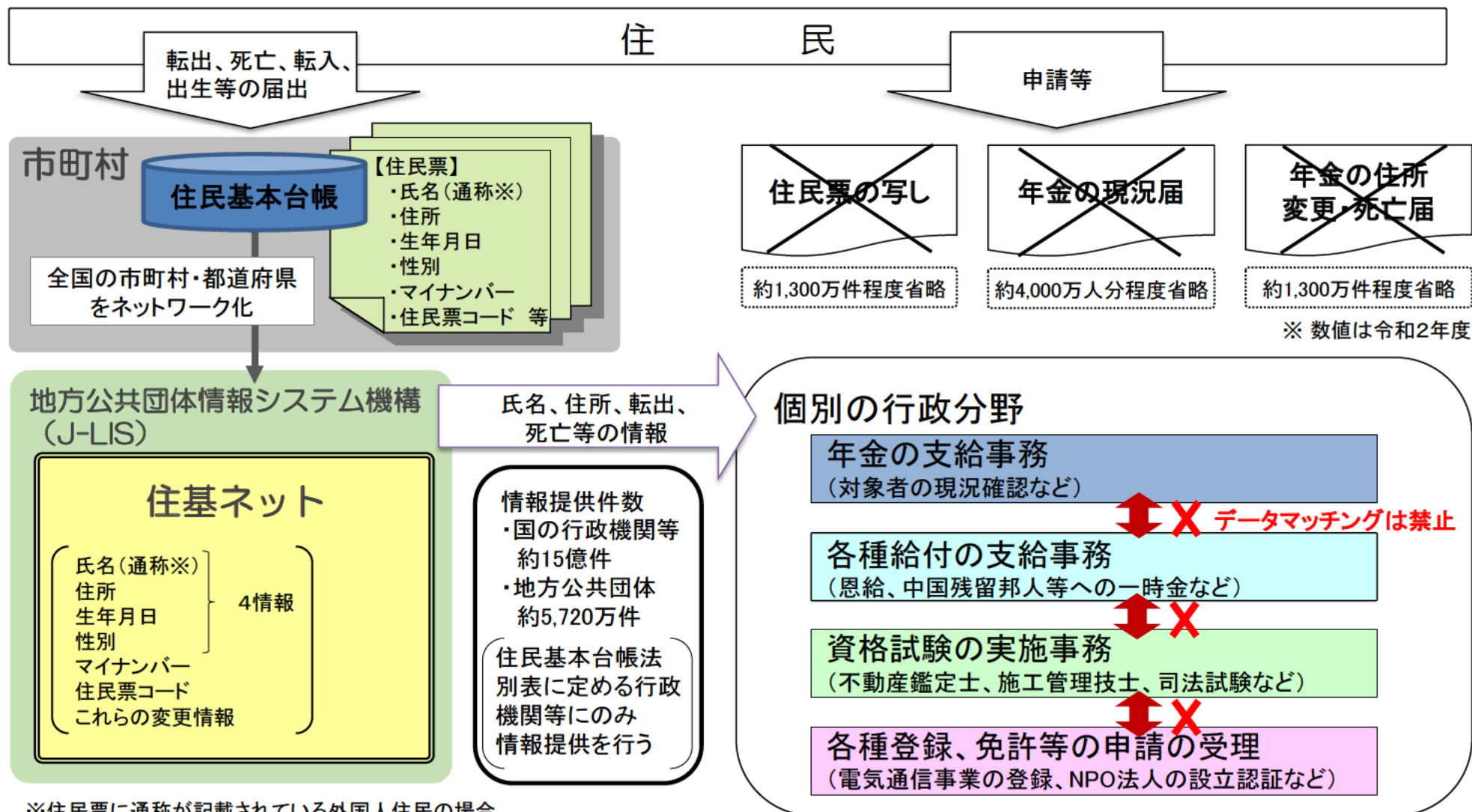


- 平成11年8月 「住民基本台帳法の一部を改正する法律」公布
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第1次稼働（住民への住民票コード通知開始、行政機関への本人確認情報の提供）
- 平成15年8月 住民基本台帳ネットワークシステム第2次稼働（住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化）
- 平成23年5月 住基ネット訴訟終結（札幌訴訟勝訴最高裁確定）



住基ネットの活用の推進（所有者不明土地問題関係）

今後の取組

所有者不明土地関係事務の現状

【例1：土地所有者の探索】

国・地方公共団体は、所有者不明土地における事業の実施に当たり、当該土地の所有者の情報を取得する必要がある。



【例2：法務局による調査】

法務局は、地方公共団体等の求めに応じ、土地の所有権の登記名義人の死亡の事実の有無等を調査し、法定相続人を探索する。



【例3：事業実施に係る申請】

所有者不明土地において、事業を実施しようとする事業者は、当該土地の土地権利等の取得に当たり、都道府県知事に裁定申請を行う必要がある。



対応案

- 住基ネットの活用により、所有者不明土地の解消や円滑な利用を促進（住民基本台帳法の改正）。

【例1・2】

✓ 住民票の写し等の公用請求（紙）に代えて、住基ネットから、所有者や相続人に係る最新の住所、死亡年月日等の所有者探索に必要な情報を提供。

⇒ 所有者等の特定が容易になり、事業に係る手続が迅速・効率化

【例3】

✓ 申請に当たり、住民票の写しの提出による本人確認に代えて、住基ネットを通じて、申請者に係る最新の住所等の提供を受け、本人確認を行うこととする。

⇒ 申請者の手続負担を軽減

今後の方針

- 次期通常国会での住民基本台帳法の改正案の提出に向け、関係省庁と検討を進める。